

(照会先)

独立行政法人国立病院機構

中国四国グループ

担当：参事（人事担当） 村上

人事係長 河本

電話：082-493-6606（代表）

令和8年9月14日

独立行政法人国立病院機構

中国四国グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構岩国医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第18号の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	令和8年3月24日午前0時18分頃、山口県岩国市麻里布町2丁目2番10号付近道路において、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、普通乗用自動車を運転し、道路交通法違反により刑事処分された事案
処分年月日	令和8年9月14日
処分量定等	(行為者) 国立病院機構岩国医療センター 医師（20代） 量定：停職10日間